

## 新潟市水道局職員適格性審査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 新潟市水道局適格性を欠く職員等への対応措置に関する要綱第4条に基づき、勤務実績不良又はその職に必要な適格性を欠く場合に該当するか否かを適正に審査するため、新潟市水道局職員適格性審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱における職員とは、新潟市水道局に勤務する者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、新潟市水道局企業職員の分限及び懲戒に関する審査会規程（昭和43年新潟市水道局管理規程第2号）第3条第2項各号に掲げる者とするが、必要に応じて、学識経験者、弁護士等のうちから選任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長1名を置き、審議案件附議ごとにその都度委員のうちから新潟市水道事業管理者がこれを任命する。

2 委員長は、会議を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 審査会の会議は委員長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。

### (本人及び関係者の会議の出席)

第6条 審査会は事件の審議に際し、必要があるときは、本人又は関係者の会議への出席

を求め、その弁明を聴し、又はその意見を聞くことができる。

(出席制限)

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは4親等内の親族又はその所管する職員に関する事件にかかる審議会の会議には出席することができない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。